

平成28年度研究結果の概要

【主治医と産業医の連携に関する有効な手法の提案に関する研究】

研究代表者 横山和仁(順天堂大学医学部衛生学講座)

研究分担者 齊藤光江・谷川 武・松平 浩・竹村洋典
遠藤源樹・綿田裕孝・福田 洋・桑原博道

研究成果の要旨

1. 連携の事例分析や意識実態調査から、連携の効果・非連携の不利益、連携の成否や行動に影響する推進因子を明らかにした。
産業医の主治医との連携頻度は、事業場に連携様式がある場合や産業看護職がいる場合各々オッズ比4.2, 5.6で有意に高い。
2. 連携ツールの開発とその効果評価を行う介入研究を実施した。
3. 復職(3次予防)・重症化予防(2次予防)の観点で、各疾患(がん・生活習慣病・睡眠呼吸障害・難病・運動器・精神疾病)特性を抽出
4. 主治医調査や法倫理的課題分析の結果や関係者の意見を集約し、
産業医・主治医・事業者向けそれぞれ3種類の「連携ガイド」を策定
5. 特にプライマリケア医向けの連携推進教育リーフレット・DVDを開発

産業医・産業保健スタッフの皆さん

治療と職業生活の両立支援をめざして 主治医・医療機関との連携を図りましょう

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を治しながら、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就業を続けること」です。産業保健スタッフが効果的な両立支援を行うためには、事業場内外の関係者との円滑な連携が重要です。必要な事として迅速できる連携を、まず、行いましょう。

- 1▶ 衛生委員会等で両立支援の基本方針や具体的な対応方法を検討し、労働者に周知します
- 2▶ 両立支援の研修会を事業場で実施し、事業者が両立支援に取り組む姿勢を明示します
- 3▶ 関係者は、「どんな病気か」より「職場で何ができて役に立つか」の視点をもちます
- 4▶ 両立支援に関する相談窓口を明確にし、産業医や産業保健スタッフの活用を呼びかけます
- 5▶ 個人のプライバシーを守って相談できる体制を整備し、労働者に周知します
- 6▶ 両立支援に関する、産業保健スタッフ・人事労務担当者等の役割分担を明確にします
- 7▶ 両立支援で活用できる、休暇・勤務（夜勤）・経済的支援制度を労働者に周知します
- 8▶ 就業時評価や救急対応等で連携する地域医療機関の特徴を把握し、紹介状を整備します
- 9▶ 健康・両立支援プログラムを作成して産業医を活用し、使用する職員と運用を整備します
- 10▶ 主治医との連携の窓口（産業保健スタッフが望ましい）と運用を整備します
- 11▶ 主治医との連携で使う様式を整備し、コストを省いた業務の運用を整備します

主治医・プライマリ ケア医の皆さん

治療と職業生活の両立支援をめざして 産業医・患者の職場との連携を図りましょう

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を治しながら、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就業を続けること」です。主治医の先生の見解は尊重すべきですが、慢性疾患を抱え、休業傾向と仕事を両立したいと考える患者が急増しています。Sick Note（病休診断書）に加え、Fit Note（就業・復職見解書）の主治医作成は、海外でも導入されています。まず、両立支援および患者の健康・産業医との連携での主治医の役割を知り、患者から依頼された場合に有効な見解が作成できるように活用ください。

- 1▶ 仕事を理由とした治療効果への影響がないよう、治療方針の指示の際に留意します
- 2▶ 治療と理由とした職業生活への影響（本人の意に反した退職）を減らせるよう、患者の職業で利用できる休暇・勤務（夜勤）・経済的支援制度を踏まえた治療指示を図ります
- 3▶ 長期化した病状では、産業医など患者の職場との連携で早期回復をめざせるか検討します
- 4▶ 診断が明瞭で連携にさく余計がない場合は、病状の多様性や治療ツールを活用します
- 5▶ 連携の窓口や情報管理に不安があるときは、原則として本人を介した連携としますが、相談がめぐるのは「どんな病気か」より「職場で何ができて役に立つか」の視点です
- 6▶ 主治医医費のコストは、文書料として患者に請求しますが、企業や健保が負担する態勢もあります

産業医・産業保健スタッフのための
主治医・医療機関との連携ガイド



企業経営者・人事労務担当者の皆さん

治療と職業生活の両立支援のため、産業医を活用し

主治医・医療機関との連携を図りましょう

「治療と職業生活の両立」とは、「病気を治しながら、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就業を続けること」です。事業者が従業員の両立を支援するためには、社内での方針表明と、事業場内外の関係者との円滑な連携が重要です。必要な事として迅速できる連携を、まず、行いましょう。

- 1▶ 経営者、両立支援に取り組む姿勢を明示し、産業医等を活用し研修会を開催します
- 2▶ 衛生委員会等を活用し、具体的な支援体制や方法を検討して従業員に周知します
- 3▶ 関係者は、「どんな病気か」より「職場で何ができて役に立つか」の視点をもちます
- 4▶ 両立支援に関する相談窓口を明確にし、産業医や産業保健スタッフの活用を呼びかけます
- 5▶ 個人のプライバシーを守って相談できる体制を整備し、労働者に周知します
- 6▶ 両立支援に関する、人事労務担当者・産業保健スタッフ等の役割分担を明確にします
- 7▶ 両立支援で活用できる柔軟な休暇・勤務（夜勤）制度を整備し労働者に周知します
- 8▶ 就業時評価や、救急対応等で連携する地域医療機関の特徴を把握し、紹介状を整備します
- 9▶ 健康・両立支援プログラムを作成して産業医を活用し、使用する職員と運用を整備します
- 10▶ 主治医との連携の窓口（産業保健スタッフが望ましい）と運用を整備します
- 11▶ 主治医との連携で使う様式を整備し、コストを省いた業務の運用を整備します



はたらく私の
生活習慣病連携ノート
～元気に安心して働くために～
(第1版)



両立支援・連携体制チェックシート

チェック項目	○はい ×いいえ
1 衛生委員会等で治療と職業生活の両立支援に関する基本方針や具体的な対応方法について検討し、事業者の承認を得たうえで、すべての労働者に周知していますか？	
2 両立支援に関する研修を労働者や管理職に対して実施し、意識啓発を行っていますか？ 事業者は、治療をしながら仕事を続ける労働者を受け入れるという態度を示していますか？	
3 関係者は、「どんな病気か」ではなく「職場で何ができてか・できないか」という視点で、両立支援を希望する労働者に接していますか？	
4 両立支援に関する労働者からの相談窓口は明確ですか？	
5 個人のプライバシーを守って相談できる体制ができていますか？	
6 両立支援に関する、産業保健スタッフ・人事労務担当者・衛生管理者・管理監督者の役割分担は明確ですか？	
7 両立支援で活用できる、事業場内の休暇や勤務制度、経済的な支援制度について、労働者に周知されていますか？	
8 健康診断の事後措置や、急病発生時に連携する事業場周辺の地域医療機関について、特徴を把握し、リストができていますか？ また紹介時に使用する様式を整備していますか？	
9 職場復帰/両立支援プログラムが作成されており、労働者や管理職に周知されていますか？プログラムの中で、産業医の関与（職場復帰の可否や就業配慮の判断と）が明示されており、産業医意見書の様式が整備されていますか？	
10 医療機関の主治医やリハビリ機関（リワーク施設他）との医療情報の連絡窓口になる担当者が決まっていますか？	
11 両立支援での情報収集の際、主治医との連携で使用される様式は整備されていますか？本人の同意を得ていることを示す欄は含まれていますか？ 情報の授受に関して、書類の取り扱いやコスト面での検討はなされていますか？	